

平成 20 年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について

平成 19 年度に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行され、地方公共団体は実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び公営企業の資金不足比率を算定し、公表することとなりました。

本町の各指標は以下のとおりです。

○ 財政健全化判断比率

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (15.00)	— (20.00)	16.9 (25.0)	138.6 (350.0)

(注)

- 「—」は、実質赤字額又は連結実質赤字額がないことを示しています。
- 括弧内は、河北町の早期健全化基準を示しています。

○ 資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率 (%)	備 考
河北町農業集落排水事業特別会計	— (20.00)	法非適用企業
河北町下水道事業特別会計	— (20.00)	法非適用企業
河北町水道事業会計	— (20.00)	法適用企業

(注)

- 「—」は、資金不足比率がないことを示しています。
- 括弧内は、経営健全化基準を示しています。